

第1回 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年9月26日（木） 9：00－11：00

2. 場所：宇宙開発戦略推進事務局大会議室

3. 出席者

(1) 委員

小塚座長、中須賀委員(座長代理)、青木委員、石井委員、木村委員(オンライン出席)、久保田委員、笹岡委員、白井委員、新谷委員(オンライン出席)、原田委員、松尾委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

風木局長、渡邊審議官、山口参事官、村山参事官、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課	嶋崎課長
経済産業省製造産業局宇宙産業課	高濱課長
国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室	大田参事官
総務省国際戦略局宇宙通信政策課	扇課長(オンライン)
外務省総合外国政策局宇宙・海洋安全保障政策室	岡崎主査(オンライン)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 安全・信頼性推進部	
システム安全・軌道利用安全推進ユニット	吉原ユニット長

4. 議事要旨

(1) 宇宙活動法の見直しに関する小委員会の設置について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1-1及び資料1-2並びに資料2-1に基づき、本小委員会の設置趣旨及び運営事項、並びに宇宙活動法の見直しの背景及び本小委員会における主な検討事項案について説明を行った。
- TMI 総合法律事務所より、資料2-2-1及び資料2-2-2に基づき、主要国の宇宙活動法の概要及び最近の制度見直しの動きについて説明を行った。

(2) 宇宙活動法の見直しに向けた要望等について

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構より、資料3-1に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 三菱重工業株式会社より、資料3-2に基づき、今後の事業構想・計画及び宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 株式会社 IHI エアロスペースより、資料3-3に基づき、今後の事業の方向性及び宇宙活動法の見直しに向けた要望事項等について説明があった。
- インターステラテクノロジズ株式会社より、資料3-4に基づき、今後の事業構

想・計画及び宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。

- スペースワン株式会社より、資料3-5に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 一般社団法人スペースポートジャパンより、資料3-6に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項等について説明があった。

(3) 質疑応答・意見交換について

委員からは、以下のような意見等があった（以下○意見・質問等、●回答）。

- 宇宙活動法は民間を支援する法律であり、その前提を変えずに見直しを検討するという理解でよいか。
- 宇宙活動法そのものは規制法ではあるが、第3条に関連産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をする旨規定されており、民間活動を支援し活性化していく方向性は変わらない。
- 民間活動に配慮した見直し検討が必要。日本の宇宙輸送は未成熟であるため国際化に走り過ぎると逆に遅れをとる懸念がある。
- 米国の免許制度のように包括的な許可制度の設計についても議論する必要があるのではないか。
- 宇宙活動法の見直しにあわせて審査期間の短縮に取り組んでいただきたい。
- 事業者より要望があった解析ツールの共通プラットフォーム化は民間活動促進の観点から有用で必要と思うが、本小委員会における議論のスコープか。
- 技術開発等とも関連するため他省庁も含めた議論が必要であるが、本小委員会でもガイドラインや審査方法に関わる範囲で法制定の在り方としてスコープに入り得る。
- 有人宇宙活動については法律の議論だけでは閉じないと思うが、本小委員会における議論のスコープを確認したい。
- ご指摘のとおり有人に関する国全体の方針や技術開発等についても議論が必要であるが、本小委員会では、まずは法制度がどうあるべきかを御議論いただきたいと考えている。
- 日本の衛星事業は活性化してきているが、その衛星を打ち上げるロケットがないことが課題であり、輸送分野にしっかりと取り組む必要がある。このような中で宇宙活動法の見直し検討が始まったことは重要であるが、規制ではなく民間活動を促進する観点から議論することが必要。
- 宇宙活動法制定時には規制を抑制的にしようという感覚が根底にあった。今回の見直しにおいても規制を強める方向ではなく、制定時の感覚をもって議論すべき。
- 宇宙活動法の規制を強化して事業者の負担を増やすことにメリットはないが、一方で他国において制度整備が進んでおり、国際調和により事業の予見性や制度の信頼性を向上させることで国際競争力を高めていく流れは無視できないように思う。
- 他国では、打上げの安全性の審査だけでなく政策的な審査が行われており、日本に

においても許可審査において安全保障上の利益を考えていく必要があるのではないか。

- 他国には、人工衛星管理許可に相当する制度がない国や、打上げ許可が委託打上げだけを対象とする国もある。各国はその置かれている状況の中で国益を最大化する制度を考えているため、宇宙活動法の見直しにあたり、各国の制度を比較する際には、各制度のもとで具体的に何がなされているかを丁寧に検討することが重要。
- 事業者より要望のあったルールの国際的な平準化の局面において、日本がルール作りを主導する観点からは、日本が積極的に日本企業に有利な規制を先行して作っていく戦略も有り得る。
- 不必要な規制は作るべきではないが、枠組みを作ることによって産業振興に資する側面もあるため、今回の見直しにおいて必要な枠組みはしっかりと作っていくことが必要。

以上